NISHIMURA
& ASAHI

インドネシア：新型コロナウイルス感染症（COVID-19)に関するアップデート

（2020 年 3 月 23 日時点）

※ 本書は、2020年3月23日時点の情報に基づいて執筆しております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に際して、インドネシア政府は、以下の措置を発令しました。

1. 2020年2月29日、インドネシア国家防災庁(BNPB)は、COVID-19の緊急事態を2020年5月29日まで延長しました。もっとも、BNPBは、当面、インドネシアのいかなる都市においても封鎖(ロックダウン)は行わないとも表明しています。なお、インドネシア政府は、2020年3月20日にCOVID-19を検出するための迅速検査を開始しました。

2. インドネシア政府は、インドネシア国民に対し、国外に渡航しないよう奨励しています。また、インドネシア政府は、最近14日間に以下の国/都市に旅行した者のインドネシアへの入国または通過を拒否または制限することとしました。

   a. 中国
   b. 大邱広域市、慶尚北道(韓国)
   c. イラン
   d. イタリア
   e. バチカン
   f. スペイン
   g. フランス
   h. ドイツ
   i. スイス
   j. イギリス

   また、すべての国に対する短期滞在の査証免除および入国時一時在留査証が2020年3月20日から1か月間停止されますので、インドネシアに入国する場合は、事前に査証を取得する必要があります。

3. 2020年3月20日、ジャカルタ特別州知事は、2020年3月20日から2020年4月2日までの間、すべての事業所に対し、一時的に自宅勤務(屋外活動を必要とする業務を除く)を実施するよう指示を出しました。インドネシア法上、知事の指示には法的拘束力があるわけではありませんが、実務上は企業の大半が遵守しているように見受けられます。

4. インドネシア金融監督庁(OJK)は、①浮動株比率要件(払込資本金総額の7.5%以上)が充足されることを条件として、株主総会の事前承認を得ることなく、払込資本金総額の20%を上限としてインドネシア証券取引所に上場されている株式を買い戻すことを認める、②定時株主総会の開催期限と年次報告書・計算書類の提出期限を、法定の期限から2ヶ月間延長するなど、規制を緩和する措置を講じました。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください:

Miriam Andreta(mailto:mandreta@wplaws.com)
Hans Adiputra Kurniawan(mailto:hadiputra@wplaws.com)
Siti Kemala Nuraida (mailto:snuraida@wplaws.com)
R. Wisnu Renansyah Jenie (mailto:rjenie@wplaws.com)